利益相反防止のための自己申告等に関する規程

（目的）
第1条 この規程は、NPO法人ろーたす（以下「この法人」という。）の役職員の利益相反に該当する事項についての自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）
第2条 この規程は、この法人の理事及び職員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

（自己申告）
第3条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。
2 前項に規定する場合のほか、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係することによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。
3 役職員は、倫理規程第6条に基づき、利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。
4 役職員は、資金分配団体又は指定活用団体の役職員を兼ねてはならない。

（定期申告）
第4条 役職員は、毎年3月に、当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について、理事長に書面で申告するものとする。

（申告後の対応）
第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた理事長は、申告内容の確認を徹底した上で、次の各号に掲げる区分に従い、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化措置」という。）を求めるものとする。
(1) 申告を行った者が理事（理事長を除く）である場合：理事長が、副理事長及び監事と協議の上、決定する。
(2) 申告を行った者が監事である場合：理事長が、他の監事と協議の上、決定する。
(3) 申告を行った者が職員である場合：理事長が、事務局と連携して決定する。
2 理事長が前条の申告を行う場合は、副理事長及び監事に対し書面で申告するものとする。この場合、副理事長が、監事と協議の上、適正化措置を決定する。
3 重大な利益相反の疑いがある場合、理事長（又は副理事長）は、適宜理事会に報告し、その判断を仰ぐものとする。

（決議からの除外）
第6条 定款第28条第4項及び第36条第4項に基づき、総会又は理事会の決議について特別の利害関係を有する正会員又は理事は、当該議事の決議に加わることができない。

（申告内容及び申告書面の管理）
第7条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて適切に管理し、少なくとも5年間保存するものとする。

（改廃）
第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

付則 本規程は、2026年6月28日から施行する。